

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 8 月 4 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒062-0935 札幌市豊平区平岸 5 条 15 丁目 1-6 札幌市博物館活動センター
札幌市市民文化局文化振興課博物館担当係
TEL: 011-374-5002 E-mail: museum@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 7 年度（仮称）札幌自然史博物館整備検討に係る調査業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなれている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構

成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。
- (6) 北海道内に本店又は支店若しくは営業所のいずれかを有する者であること。
- (7) 告示日から過去5年間（令和2年8月～令和7年7月）に、延べ床面積10,000㎡以上の博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1号に規定する博物館（いわゆる登録博物館））又は同法第31条に規定する博物館に相当する施設（いわゆる指定施設）の新築又は改修における展示計画や基本計画の策定を、元請として自社単独で、国又は地方公共団体との契約に基づき直接履行した実績を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。なお、入札説明書等は札幌市公式ホームページ（URLは以下を参照）からダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/museum/smac_seibi.html

- (2) 入札書の提出期限

令和7年（2025年）8月21日（木）午後4時00分（必着）

- (3) 入札書の提出方法

ア 入札書は1通のみ作成し、持参又は送付（電送は不可）により提出すること。

また、入札書の日付は作成日とすること。

イ 持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、表面に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号。4において以下同じ。）、開札日時及び調達件名、入札書在中の旨を記載し、上記1宛てに提出すること。

ウ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒は上記アのとおり記載すること。外封には入札者の氏名及び「令和7年度（仮称）札幌自然史博物館整備検討に係る調査業務 入札書在中」と記載し、上記1宛てに提出すること。

エ 入札書の作成権限を委任する場合は、委任状を作成し提出すること。

オ 委任状は入札書と同封しないこと。また、委任状の日付は入札書の日付より前の日又は同日とすること。

5 開札の日時及び場所

令和7年（2025年）8月22日（金）午前9時30分

札幌市市民文化局文化部会議室

（札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階）

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな

落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の
手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。